# 私立高等学校等授業料軽減補助金について

日付 令和6年 6月10日(月) 場所 ウィルあいち 4階 ウィルホール

- 1 令和6年度愛知県私立高等学校等就学支援金補助金、愛知県私立高等学校等授業料軽減補助金の事業日程
- 2 令和6年度愛知県私立高等学校等授業料軽減補助金の海外単身赴任者の認 定申請について
- 3 令和6年度愛知県私立高等学校等就学支援金補助金及び愛知県私立高等学 校等授業料軽減補助金の変更交付申請について
- 4 過年度高等学校等就学支援金の追加支給について
- 5 令和5年度愛知県私立高等学校等就学支援金補助金及び愛知県私立高等学校等授業料軽減補助金の返還について
- 6 授業料軽減補助金 (家計急変世帯への支援) について
- 7 令和6年度マイナンバー利用事務スケジュール(紙申請分)
- 8 個人番号カード(写)等貼付台紙及び共通申請情報 EXCEL の提出について(紙申請2・3年生分)
- 9 オンライン申請の内容で留意いただく点について

### 令和6年度愛知県私立高等学校等就学支援金補助金、愛知県私立高等学校等授業料軽減補助金の事業日程

	就学支援金	授業料軽減補助金	<b>山泉私业局寺子校寺授耒科辁淑</b> (参考) 入学納付金補助金	(参考) その他関連業務
5月	学校→県 受給資格認定申請書 受給資格認定申請者一覧 学校→県 交付申請書・請求書提出	学校→県   交付申請書・請求書提出	学校⇒県 交付申請書・請求書提出	
6月	県⇒学校   受給資格認定通知(新入生分)	授業料軽減補助金申請書 県→学校 交付決定通知 県→学校 支払(第1四半期分)	県→学校 交 付 決 定 通 知 県→学校 支 払	<ul> <li>◎ 休学(留学等)</li> <li>生徒⇒学校⇒県</li> <li>支給停止申出書・一覧</li> <li>県⇒学校⇒生徒</li> <li>支給停止通知</li> <li>◎ 復学</li> <li>生徒⇒学校⇒県</li> </ul>
7月	7月中旬 マイブ	7月10日(水)締切 学校→県 海外単身赴任者の申請 トンパーによる区分判定結果通知(14	7月10日(水)締切 学校⇒県 海外単身赴任者の申請 年生分)	支給再開申出書・一覧 県→学校→生徒 支給再開通知 ◎ 退学及び転学
8月	8月上旬 マイブ 学校→県 請求書(第2四半期分)提出	県→学校 海外単身赴任者の認定 一ンパーによる区分判定結果通知(2、 学校→県 請求書(第2四半期分)提出	県⇒学校 海外単身赴任者の認定 3年生分) 8月下旬締切 学校⇒県 変更交付申請書提出	<ul> <li>◎修業年限3年未満課程を卒業</li> <li>◎通算在学期間36・48月未満の卒業</li> <li>◎海外留学により日本に住所を有しなくなる場合学校→県</li> <li>受給資格消滅者一覧県→学校→生徒</li> <li>受給資格消滅通知</li> </ul>
9月	9月上旬締切 学校⇒県 変更交付申請書提出 県→学校 支払(第2四半期分)	9月上旬締切 学校→県 変更交付申請書提出 県→学校 支払(第2四半期分)	県⇒学校 変更交付決定通知 学校⇒県 [請求書提出(変更交付申請分) 県⇒学校 支払(変更交付申請分)	
10月	E a Mith	10月中旬締切 学校→県 海外単身赴任者(秋入学)の申請 県→学校 海外単身赴任者(秋入学)の認定	10月中旬締切 学校⇒県 海外単身赴任者(秋入学)の申請 県⇒学校 海外単身赴任者(秋入学)の認定	
11月	県⇒学校 変更交付決定通知 学校⇒県 請求書(第3四半期分)提出	県⇒学校  変更交付決定通知   学校⇒県  請求書(第3四半期分)提出	11月上旬締切 学校⇒県 変更交付申請書(秋入学)提出	
12月	県⇒学校 支払(第3四半期分)	□ 県→学校 □支払(第3四半期分)	県⇒学校 変更交付決定(秋入学)通知 学校⇒県 請求書提出(変更交付申請分) 県⇒学校 支払(変更交付申請分)	
2月	2月上旬締切 学校⇒県 変更交付申請書提出 学校⇒県 請求書(第4四半期分)提出	<b>2月上旬締切</b> 学校→県 変更交付申請書提出 学校→県 請求書(第4四半期分)提出	<b>2月上旬締切</b> 学校→県 変 更 交 付 申 請 書 提 出	
3月	県⇒学校 変更交付決定通知 県⇒学校 支払(第4四半期分) <b>該当する学校のみ</b> 学校→県 変更交付申請書提出 県⇒学校 変更交付決定通知	県→学校 変更交付決定通知 県→学校 支払(第4四半期分)  学校→県 変更交付申請書提出 県→学校 変更交付決定通知	県⇒学校 変更交付決定通知 学校⇒県 請求書提出(変更交付申請分) 県⇒学校 支払(変更交付申請分)	
4月	学校⇒県 不用額の返還 学校→県 実積報告書提出 県⇒学校 額の確定通知・精算	学校→県 不用額の返還 学校→県 実積報告書提出 県→学校 額の確定通知・精算	学校→県 実 績 報 告 書 提 出 県→学校 顧 の 確 定 通 知・精 算	

関係私立学校設置者 様

愛知県県民文化局学 事 振 興 課 長

令和6年度愛知県私立高等学校等授業料軽減補助金の海外単身赴任者の認定 申請について(通知)

標記の事例における認定申請については、下記のとおり提出してください。

記

#### 1 提出書類

- (1) 愛知県私立高等学校等授業料軽減補助金海外単身赴任認定申請書
- (2) 愛知県私立高等学校等授業料軽減補助金申請書
- (3) 海外単身赴任及び給与等証明書(別紙参考様式参照) (又は会社が発行する単身赴任者の期間と勤務地を記載した単身赴任証明書及び会 社が発行する単身赴任者の令和5年1月から令和5年12月までの海外支払分と 国内支払分の給与支払証明書)
- (4)海外単身赴任者の戸籍の附票又は、住民票の除票(従前に愛知県内に居住していたことがわかること)
- (5) 愛知県内に居住する世帯の住民票
- (6) 配偶者の令和6年度課税証明書
- 2 提出期限

令和6年7月10日(水)(必着)

- ※ 私学振興室奨学グループまで郵送又は持参してください。
- 3 提出部数

各1部

#### 4 その他

- (1) 生徒から提出された書類の原本は、全て学校に保管し、写しを提出してください。
- (2) 提出書類は、全てA4としてください。

担 当 私学振興室奨学グループ (三輪)

電話 052-954-7477(ダイヤルイン)

令和6年度愛知県私立高等学校等就学支援金補助金及び愛知県私立 高等学校等授業料軽減補助金の変更交付申請について

#### 1 提出書類

- (1) 愛知県私立高等学校等就学支援金補助金
  - ア 愛知県私立高等学校等就学支援金補助金変更交付申請書(様式41)
  - イ 愛知県私立高等学校等就学支援金変更申請額内訳【様式41 (別添1) 又は様式 41 (別添2):1単位あたりの授業料を設定する場合(単位制のみ)】
  - ウ 変更前事業計画及び変更後事業計画
- (2) 愛知県私立高等学校等授業料軽減補助金 (該当校のみ)
  - ア 愛知県私立高等学校等授業料軽減補助金変更交付申請書(様式第3号)
  - イ 授業料軽減補助事業変更計画書(様式第4号)
  - ウ 変更前事業計画及び変更後事業計画

#### 2 提出日時

令和6年9月上旬(予定)

- ※1 私学振興室奨学グループまで郵送又は持参してください。
- ※2 授業料軽減補助金の海外単身赴任者を申請した設置者は、県からの認定 を受けた後、その結果に基づいて授業料軽減補助金の変更交付申請を 作成してください。
- ※3 様式等については8月上旬頃に改めて通知します。

6 学振第 1 5 8 号 令和 6 年 4 月 1 5 日

関係私立学校設置者様

愛知県県民文化局学 事振興課長

過年度高等学校等就学支援金の追加支給について (通知)

このことについて、下記のとおり取り扱ってください。

記

1 追加支給申請できる場合

生徒側の責めに帰さないやむを得ない理由により、令和5年度以前の高等 学校等就学支援金を適正に支給できなかった場合

#### 2 申請手続

- (1) 提出物
  - •「令和6年度高等学校等就学支援金過年度支給者内訳書」(別添様式1)
  - ・「過年度高等学校等就学支援金の追加支給申請について」(別添様式2)

#### (2) 提出時期

該当する生徒が判明次第すみやかに提出すること。なお、当初交付申請で計上する場合は、令和6年度当初交付申請書類に添付して提出すること。

#### (3)提出方法

私学振興室 (shigaku@pref.aichi.lg.jp) までメールで提出すること。 併せて、提出した旨を電話連絡すること。

#### 3 留意事項

- (1) 該当する生徒が判明した際には、私学振興室まで御連絡ください。
- (2) 過年度の県授業料軽減補助金の追加支給はできません。
- (3) 再審査の結果、甲②から甲①になる場合、県軽減補助金を受給している生徒は就学支援金の追加支給により、県軽減補助金を返還していただく場合があります。
- (4) 追加支給が生じた理由は、可能な限り詳細に記載してください。

担 当 私学振興室奨学グループ(三輪)

電 話 052-954-7477

関係私立学校設置者様

愛知県県民文化局学 事 振 興 課 長

令和5年度愛知県私立高等学校等就学支援金補助金及び愛知県私立高等 学校等授業料軽減補助金の返還について(通知)

このことについて、令和5年度における当該補助金の実績報告において、所得区分の 判定誤り等により返還となる金額が発生した場合は、すみやかに下記の書類を提出して ください。

記

#### 1 提出書類

- (1) 愛知県私立高等学校等就学支援金補助金
  - ア 令和5年度高等学校等就学支援金に係る実績報告書(変更)
  - イ 令和5年度高等学校等就学支援金返還内訳及び理由書
  - ウ 令和5年度高等学校等就学支援金返還理由書
- (2) 愛知県私立高等学校等授業料軽減補助金
  - ア 令和5年度愛知県私立高等学校等授業料軽減補助金の一部返還について
  - イ 令和5年度愛知県私立高等学校等授業料軽減補助金返還内訳及び理由書
- ※ 就学支援金及び授業料軽減補助金どちらの場合も、変更のあった生徒のみ記入してください。
- 2 提出部数

各1部

3 提出時期

該当する生徒が判明次第すみやかに提出すること。

4 提出方法

私学振興室(<u>shigaku@pref.aichi.lg.jp</u>)までメールで提出すること。併せて、提出した旨を電話連絡すること。

#### 5 留意事項

- (1) 該当する生徒が判明した際には、私学振興室まで御連絡ください。
- (2) 令和4年度以前の事業について返還が生じた場合については提出書類の様式が異なるため、御連絡後別途送付します。

- (3) 返還が生じた理由は、可能な限り詳細に記載してください。
- (4) 令和6年度事業における支給額との相殺はできませんので御注意ください。

担 当 私学振興室奨学グループ (三輪)

電話 052-954-7477(ダイヤルイン)

## 授業料軽減補助金(家計急変世帯への支援)について

国の高等学校等就学支援金において、家計急変支援制度が創設されたことに伴い、授業料減免支援特別事業費補助金を「愛知県私立高等学校等授業料軽減補助金(家計急変世帯への支援)」と改め、令和5年度から実施している。

## ① 概要

県内の私立高等学校、専修学校高等課程及び中等教育学校後期課程の設置者が、年度途中で保護者等の失職、倒産等の家計急変により、授業料の納付が困難となった生徒の授業料の一部を軽減する事業を対象とする。

※国の高等学校等就学支援金家計急変制度では、外国人学校及び各種学校も対象となる。

## ② 要件及び審査書類

別紙1 (愛知県私立高等学校等授業料軽減補助金 (家計急変支援への支援) に係る要件及び審査書類) による。

## ③ 申請月と支給月の考え方

保護者から学校への申請は随時とし、支給月は、申請月の翌月になる場合と、申請月になる場合がある。(通常の就学支援金・授業料軽減補助金の考え方と同様) 以下のA、Bで取扱いが異なる。

- A 通常の就学支援金・授業料軽減補助金を受給している者
- B 通常の就学支援金・授業料軽減補助金を受給していない者

これはすでに受給している者で支給額変更となる者の取扱いと、不受給者で新規認定となる者の取扱いが異なるためであり、通常の就学支援金・授業料軽減補助金において、保護者等変更が生じた場合の取扱いと同じである。

〔Aの場合〕

家計急変事由発生後

- ・申請月の初日に申請した場合 申請月分から支給する。
- ・申請月の初日以外に申請した場合 申請月の翌月分から支給する。

[Bの場合]

- ・家計急変事由の発生日が申請月の初日以前(初日を含む。)だった場合 申請日がいつかに関係なく、申請月分から支給する。
- ・家計急変事由の発生日が申請月の初日よりも後の日だった場合 申請月の翌月分から支給する。

#### ④ 対象となる家計急変発生時期

支給月の属する年度をN年度とした場合、

- ①支給月が7月~3月の場合
- N年度の前々年度(N-2年度)1月2日以後に家計急変事由が発生した者が対象
  - 例) 令和6年度の場合、令和4年度の1月2日=令和5年1月2日以後に家計急変事 由が発生した者が対象
- ②支給月が4月~6月の場合
- N年度の前々々年度(N-3年度)1月2日以後に家計急変事由が発生した者が対象例)令和6年度の場合、令和3年度の1月2日=令和4年1月2日以後に家計急変事由が発生した者が対象
- ※入学前に家計急変事由が発生した場合も対象となる。たとえば、4月入学の場合で、4月に申請を行う場合、入学年度の前々々年度の1月2日(中学1年の1月2日)以後に家計急変事由が発生した場合が対象となる。

## ⑤ 認定を受ける区分

保護者等が長期療養、り災、転退職、新型コロナウイルス感染症の影響により、授業料の負担が困難であると認定された場合には、各所得基準の区分に該当させることができる。

#### ⑥ 提出書類

- ・就学支援金・授業料軽減補助金申請書
- ・収入証明書類(家計急変事由発生後3か月分※)
  - 例)給与明細書等、年金の証明書類、帳簿(自営業の場合)
  - ※家計急変事由が月の初日に発生している場合は、発生月から3か月分
  - ※家計急変事由が発生してから4か月以上経過して申請する場合は、申請月の前3か月分の収入証明書類。ただし、すでに通常の就学支援金・授業料軽減補助を受給しており、月の初日より後に申請している場合は申請月の翌月の前3か月分。
- ・ 課税証明書 (当年度のもの。ただし、 $4 \sim 6$  月支給分については前年度のもので推計を行う※)
  - ※4~6月支給分については前年度の課税証明書、7~3月支給分については当年 度の課税証明書の所得控除合計額・市町村民税の調整控除額を用いて算定基準額 を推計する。
- ・愛知県内に居住する世帯の住民票
- ・要件審査書類(別紙1による)

#### ⑦ 今年度スケジュール

別紙2による

#### 8 その他

県外在住等の場合で愛知県授業料軽減補助金の対象外となる場合は、就学支援金の家計

急変支援制度のみ対象となる(詳細は国事務処理要領による)

愛知県私立高等学校等授業料軽減補助金(家計急変世帯への支援)に 係る要件及び審査書類

家計急変事由の審査基準		審査の対象となる提出書類
	保護者等が離	・医師の診断書の写し
	職または休職を	・離職があったことを証明する書類(雇用保険被保険者離職票
	伴う入院又は通	の写し、退職証明書(原則会社による証明とし、不可の場合
(1)長期療養	院等を要する疾	は本人が証明したもの)※1
	病のため、著しく	・休職があったことを証明する書類(休職証明書(原則会社に
	収入減になると	よる証明とし、不可の場合は本人が証明したもの))※2
	認められる場合	※1, 2についてはどちらか
	保護者等が転	・退職を証明する書類(原則、雇用保険受給資格者証の写し。
	退職し、著しく収	ただし雇用保険受給資格者証が発行できない場合は、雇用
(0) # 1月 時	入減になると認	保険被保険者離職票の写し(離職年月日と離職理由コード
(2)転退職	められる場合	が記載されたもの)又は会社の発行した退職証明書と合わ
		せて、事情書を提出する。公務員、個人事業主等で雇用保
		険に加入していない場合は、退職証明書を提出する。)
	火災、風水	・り災証明書(市区町村又は消防署の発行するもの)
	害、地震等によ	
	り家屋の半焼、	
	半壊、流出等の	
(3) り災	被害を受け、就	
	労が困難にな	
	り、著しく収入	
	減になると認	
	められる場合	
(4)新型コロ	以下の (1)	・新型コロナウイルス感染症の影響による収入の減少があ
ナウイルス	~ (3) の全て	った者を支援対象として、国、地方公共団体またはその
	の要件を満た	他の公的機関(独立行政法人、認可法人、特殊法人また
	す公的支援を	はそれらに類するもの)が実施する公的支援の受給証明
	受けており、	書、またはこれに類するものと認められる公的証明書等
	著しく収入減	※公的支援の受給証明書、またはこれに類するものと認め
	になると認め	られる公的証明書を提出できない特段の事情がある場合
	られる場合	は、事情書を提出する。
		・公的支援が振り込まれたことが確認できる通帳の写し
	(1) 国、地方公	
	共団体または	【公的支援の例】
	その他の公的	・新型コロナウイルス感染症特別貸付
	機関(独立行	・小規模事業者経営改善資金(新型コロナウイルス対策マ
	政法人、認可	ル経融資)
	法人、特殊法	・生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付
	人またはそれ	・生活衛生改善貸付(新型コロナウイルス対策衛経)
	らに類するも	・新型コロナウイルス感染症に係る衛生環境激変対策特別
	の)が実施し	貸付
	ているもの。	・小規模企業共済の特例緊急経営安定貸付

- (2)新型コロナ ウイルス感染 症の影響に対 する公的支援 の制度として 新設されたも の、拡充され たもの、ある いは新型コロ ナウイルス感 染症の影響で あることを申 込事由の一つ として認めて いるもの。 (3)当該公的支 援を必要とし ている者の収 入等が減少し たことを要件 としており、 審査を行った うえで、支援
- ・小学校休業等対応支援金(委託を受ける個人向け)
- ・新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金
- 持続化給付金
- · 家賃支援給付金
- · 月次支援金

### 【対象となる家計急変支援事由の発生時期と認定要件】

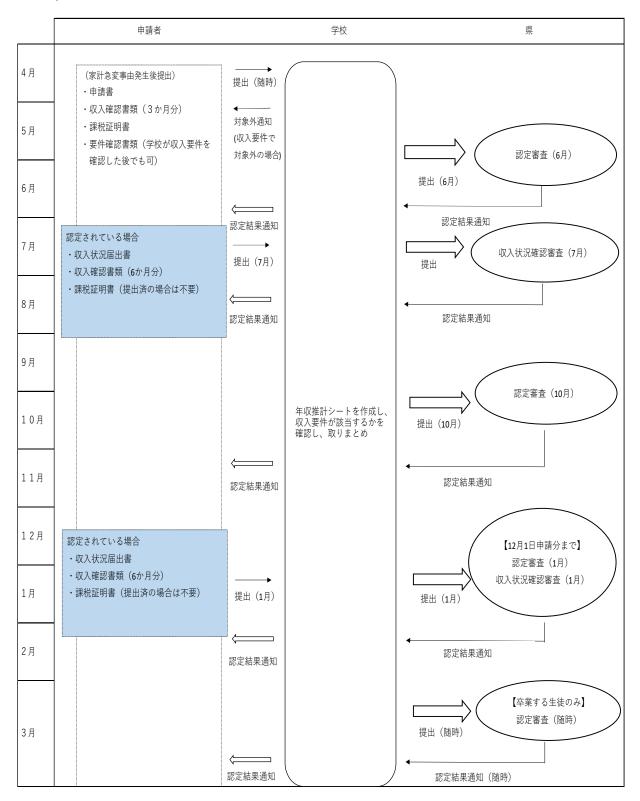
の対象として 認めているも

の。\_

- ① 対象となる家計急変事由の発生時期は支給年度の前々年度の1月2日以後のものとする。ただし、支給開始月が4月から6月までの月である場合は、支給年度の前々々年度の1月2日以後のものとする。認定にあたっては、課税証明書等から現在の収入を推計し、著しく収入減になると認められる場合に、対象区分を引き上げて認定する。
- ② ①に該当しない場合でも、当年度に発生したり災によって、家屋に半焼・半壊程度以上の被害があった場合は、支給開始月から1年間対象区分を1ランク引き上げて認定する。

## 別紙2

令和6年度愛知県私立高等学校等授業料軽減補助(家計急変世帯への支援) スケジュール



関係私立学校設置者 様

愛知県県民文化局学 事振 興 課 長

令和6年度愛知県私立高等学校等授業料軽減補助金(家計急変世帯への支援)の認定申請について(通知)

このことについて、該当する生徒がいる場合下記の書類を提出してください。

記

1 提出方法

私学振興室奨学グループに郵送又は持参による。

【郵送先】〒460-8501 (住所記載不要)

あわせて、3 提出書類のうち(2)と(3)を私学振興室(shigaku@pref.aichi.lg.jp)宛てメールでも送信してください。 送信時にメール件名を以下のとおりとしてください。

【メール件名】:「(学校名) 家計急変認定申請(授業料軽減)」

2 提出期限

令和6年6月10日(月)(必着)

- 3 提出書類
- (1) 愛知県私立高等学校等授業料軽減補助金(家計急変世帯への支援)認定申請 書
- (2) 家計急変支援対象者一覧
- (3) 年収推計シート(申請者ごとに学校で作成したもの)
- (4) 高等学校等就学支援金受給資格認定申請書(家計急変用) ※支給限度月数超過や家計急変事由が明らかに対象外の場合は不要
- (5)愛知県私立高等学校等授業料軽減補助金申請書※県外在住等で対象外の場合は不要
- (6) 家計急変事由発生月の翌月から3か月分の収入証明書類 ※1 家計急変事由が月の初日に発生している場合は、発生月から3か月分。

- ※2 家計急変事由が発生してから4か月以上経過後に申請する場合(入学前に家計急変事由が発生した場合など)は、申請月の前3か月分の収入証明書類。ただし、すでに通常の就学支援金・授業料軽減補助金を受給しており、月の初日より後に申請している場合は申請月の翌月の前3か月分。
- ※3 原則「収入証明書類の例」に記載の書類による。 不可の場合、「給与支払・事業所得証明書様式」によること。
- (7)本人及び配偶者の令和5年度課税証明書 なお、家計急変の発生していない配偶者については、令和5年度の要件判定 結果リストの写しでも可とする。
- (8)愛知県内に居住する世帯の住民票※県外在住等で授業料軽減対象外の場合は不要
- (9) 要件審查書類

別紙によること。ただし、県外在住等で授業料軽減対象外の場合、別紙によ らず「就学支援金家計急変事由対象一覧」によること

#### 4 その他

- (1) 生徒から提出された書類の原本はすべて学校に保管し、県には写しを提出すること。
- (2) 事務にあたっては、県手引き及び国事務処理要領も参考にすること。
- (3)提出期限までに書類がそろわない場合は、次回申請時(10月頃通知予定)の提出とすること。

担 当 私学振興室奨学グループ (三輪) 電 話 052-954-7477(ダイヤルイン)

# 別紙

愛知県私立高等学校等授業料軽減補助金(家計急変世帯への支援)に 係る要件及び審査書類

家計急変事由の審査基準		審査の対象となる提出書類
	保護者等が離	・医師の診断書の写し
	職または休職を	・離職があったことを証明する書類(雇用保険被保険者離職票
	伴う入院又は通	の写し、退職証明書(原則会社による証明とし、不可の場合
(1)長期療養	院等を要する疾	は本人が証明したもの)※1
	病のため、著しく	・休職があったことを証明する書類(休職証明書(原則会社に
	収入減になると	よる証明とし、不可の場合は本人が証明したもの)) ※2
	認められる場合	※1, 2についてはどちらか
	保護者等が転	・退職を証明する書類(原則、雇用保険受給資格者証の写し。
	退職し、著しく収	ただし雇用保険受給資格者証が発行できない場合は、雇用
(2)転退職	入減になると認	保険被保険者離職票の写し(離職年月日と離職理由コード
	められる場合	が記載されたもの)又は会社の発行した退職証明書と合わ
		せて、事情書を提出する。公務員、個人事業主等で雇用保
		険に加入していない場合は、退職証明書を提出する。)
	火災、風水	・り災証明書(市区町村又は消防署の発行するもの)
	害、地震等によ	
	り家屋の半焼、	
	半壊、流出等の	
(3) り災	被害を受け、就	
	労が困難にな	
	り、著しく収入	
	減になると認	
	められる場合	
(4)新型コロ	以下の (1)	・新型コロナウイルス感染症の影響による収入の減少があ
ナウイルス	~ (3) の全て	った者を支援対象として、国、地方公共団体またはその
	の要件を満た	他の公的機関(独立行政法人、認可法人、特殊法人また
	す公的支援を	はそれらに類するもの)が実施する公的支援の受給証明
	受けており、	書、またはこれに類するものと認められる公的証明書等
	著しく収入減	※公的支援の受給証明書、またはこれに類するものと認め
	になると認め	られる公的証明書を提出できない特段の事情がある場合
	られる場合	は、事情書を提出する。
		・公的支援が振り込まれたことが確認できる通帳の写し
	(1) 国、地方公	
	共団体または	【公的支援の例】
	その他の公的	・新型コロナウイルス感染症特別貸付
	機関(独立行	・小規模事業者経営改善資金(新型コロナウイルス対策マ
	政法人、認可	ル経融資)
	法人、特殊法	・生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付
	人またはそれ	・生活衛生改善貸付(新型コロナウイルス対策衛経)
	らに類するも	・新型コロナウイルス感染症に係る衛生環境激変対策特別

の) が実施し ているもの。 (2)新型コロナ ウイルス感染 症の影響に対 する公的支援 の制度として 新設されたも の、拡充され たもの、ある いは新型コロ ナウイルス感 染症の影響で あることを申 込事由の一つ として認めて いるもの。 (3) 当該公的支 援を必要とし ている者の収 入等が減少し たことを要件 としており、 審査を行った うえで、支援 の対象として 認めているも 0

#### 貸付

- ・小規模企業共済の特例緊急経営安定貸付
- ・小学校休業等対応支援金(委託を受ける個人向け)
- ・新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金
- 持続化給付金
- •家賃支援給付金
- 月次支援金

#### 【対象となる家計急変支援事由の発生時期と認定要件】

- ① 対象となる家計急変事由の発生時期は支給年度の前々年度の1月2日以後のものとする。ただし、支給開始月が4月から6月までの月である場合は、支給年度の前々々年度の1月2日以後のものとする。認定にあたっては、課税証明書等から現在の収入を推計し、著しく収入減になると認められる場合に、対象区分を引き上げて認定する。
- ② ①に該当しない場合でも、当年度に発生したり災によって、家屋に半焼・半壊程度以上の被害があった場合は、支給開始月から1年間対象区分を1ランク引き上げて認定する。

# ○ 令和6年度マイナンバー利用事務スケジュール (紙申請分)

→ 5 月 24 日まで 共通申請情報 EXCEL 作成 (紙申請 1 年生)

(・5月30日から e-Shienで2, 3年生の申請情報の変更が可能となる)

- → 5月31日まで 個人番号台紙発送(1年生)
- ・6月5日~6月21日まで 共通申請情報 EXCEL 作成・個人番号台紙発送(紙申請2,3年生)
- ・7月下旬 1年生の税照会結果を e-Shien に返却 (要件判定結果リストも配布)
- ・8月中旬 2、3年生の税照会結果を e-Shien に返却 (要件判定結果リストも配布)

## ○ e-Shien 操作について

1. e-Shien 操作スケジュール(県マニュアル第4章 就学支援金事務イベントインデックスから抜粋)

1. C-Silicii 1末ドハノノユ ル (泉マーユノルガ4草 航子文版立事坊イベンドインノ グラ へかり放付)				
5月30日~	<b>⑦</b> 【在】今年度申請登録			
6月21日までに行	a. 申請情報(保護者等情報)の更新			
う。	<b>b.</b> 提出処理			
※®a の作業は、所得				
証明書回収後に行うた	⑧ 【在】所得判定・結果登録(課税証明書)			
証明音凹収後に行うだ	a. 課税証明書による税額情報の登録			
め、6 月 23 日以降で				
もよい。	⑨ 【在】所得判定・結果登録(マイナンバー)			
	a. 共通申請情報(マイナンバー入力用シート)の作成			
	<b>b.</b> パンチ業者への送付依頼			
県から要件判定リ	c. 審査完了通知確認・情報照会確認リストへの対応			
スト受領後、行う。	<b>d.</b> <u>通知確認処理</u>			

### 2. 上記の e-Shien 操作について

#### (ア) ⑦a について

- ・前年度認定者は、課税地等の申請内容に変更があれば、修正すること
- ・前年度不認定者で申請があった者・新規申請者は、新入生の受給資格認定申請の作業と同様の作業 を行うこと。

#### (イ) ⑨ c・⑨ d について

・e-Shien に私学振興室が取得した税情報を返却します。また、要件判定リスト(紙)及びエラーリストも送付します。

学校は受領後、e-Shien で審査結果の「通知確認処理」を行うこと。

※「通知確認処理」については、今回の場合に限らず各種申請を提出した後に、県が承認後、必ず 行うこと。処理が行われていないことが散見される。本処理がされていない場合、他の申請や生 徒情報の変更ができないので注意! 関係私立学校設置者様

愛知県県民文化局学事振興課長

個人番号カード(写)等貼付台紙及び共通申請情報 EXCEL の提出について(紙申請2・3年生分)(通知)

令和6年度就学支援金等事業における個人番号カード(写)等貼付台紙の提出について、下記の委託業者に提出してください。

また、共通申請情報 EXCEL を私学振興室奨学グループに提出してください。

記

1 委託業者

**T**486-0819

春日井市下原町椎ノ木 2233 株式会社内職市場 作野宛て

2 委託業務内容 個人番号カード(写)等貼付台紙のデータ化及び廃棄

- 3 学校で行っていただくこと 別紙のとおり
- 4 業者への提出日

毎週水・木・金曜日に到着するよう郵送をお願いします。

6月5日・6日・7日・12日・13日・14日・19日・20日・21日 (共通申請情報EXCELを私学振興室アドレスに送付する際に、必ず郵送到着 予定日をメール文にベタ打ちでご連絡ください。)

- 5 台紙提出に関する留意点
  - ・台紙は学校から委託業者へ直接郵送していただきます
  - ・学校の<u>発送元払い</u>かつ<u>追跡可能な方法</u>でご郵送ください(着払いで届いた場合 は返送されます)
  - ・なお、郵送に掛かる費用は就学支援金事務費に計上することが可能です

担 当 私学振興室奨学グループ (鈴木) 電 話 052-954-7477(ダイヤルイン)

## ○ 学校で行っていただくこと

#### ■作業内容

- ① まず、別紙【継続意向情報一括登録について】の作業を行ってください。
- ② 別添「共通申請情報 EXCEL の作成(紙申請 2,3 年生) について」を参照し、2,3 年生の共通申請情報 EXCEL を作成してください。
- ③ 以下の点を必ず確認してください
  - ・情報照会を行う者全員が共通申請情報 EXCEL に載っているか(前年度マイナンバー登録済みの者も含む)
  - ・台紙を提出した生徒が共通申請情報 EXCEL に載っているか。
  - ・台紙にログインIDが記載されているか
  - ・台紙に個人番号カード等の写しが貼付・添付されているか
  - ・共通申請情報 EXCEL・台紙・個人番号カード等の写しの記載内容※が一致しているか
    - ※例年特に外国籍の方の氏名が一致しない事例(通称と本名等)が多発しています。一致するよう修正するか、委託業者が同一人物であることが分かるようメモを付けてください。
  - ・台紙が共通申請情報 EXCEL①,②,③に載っている生徒ごとに分かれており、順 序が一致しているか(業者がわかるようにしておくこと)
- ④ <u>県に</u>共通申請情報 **EXCEL** をメール送付するとともに、郵送到着予定日を合わせてメールベタ打ちで連絡してください。
- ⑤ <u>業者へ</u>「個人番号カード(写)等貼付台紙」及び「入力台紙受渡票」を追跡可能な方法で発送してください。

#### ■留意事項

- ・<u>私学振興室からの指示があるまで、2・3年生申請情報の提出処理は行わないで</u>ください。ただし、すぐに提出処理ができるような状態にはしておくこと。
- ・県に共通申請情報 EXCEL を提出する際は、パスワードを付けてください。パスワード及び送付内容は以下のとおりとしてください。

【送付先】私学振興室奨学グループ(shigaku@pref.aichi.lg.jp)

【メール件名】「(学校名)共通申請情報入力 EXCEL」

【ファイル名】「共通申請情報入力 EXCEL①or②or③【<学校コード><学校 名>】.xlsm」

【パスワード】学校コード4桁+2024(計8桁)

## オンライン申請の内容で留意いただく点について

7月以降分のオンライン申請について、以下の点に御留意ください。

#### 【留意点】

- ①申請/届出種別が家計急変用の申請ではなく、通常用の申請になっていること 例:○受給資格認定申請 ×受給資格認定申請(家計急変)
- ②所得確認が「課税所得額(個人番号)」であること ×課税所得額(自己情報)
- ③個人番号が入力されていること
- ④住所にカンマが入っていないこと
  - ※学校側で事前に生徒情報登録時に住所を入力済みでも、カンマが入る場合があるため、 必ず確認すること
- ⑤適用開始年月が「7月」以降になっていること
  - ※「適用開始年月」はデフォルトで申請者のオンライン申請月(6月に入力していれば6月)が入力されるため、7月以降分の申請では「7月」以降に修正する必要がある。 ただし、年度切替で収入状況届出に切り替わった申請は、適用開始年月が7月として切り替わるため、修正の必要はない。